

福岡市公報

令和 8 年 8 月 10 日 第 7259 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

○地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更（第162号） 1

○地縁による団体の代表者の変更（第163号） 3

○地縁による団体の代表者の変更（第164号） 4

公 告

○福岡市周船寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更案の縦覧
（第216号） 4

博 多 区

○住民票の消除（告示第 7 号） 5

告 示

福岡市告示第162号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	茶山団地自治会		福岡市城南区茶山五丁目 4 番16号 加藤 浩
変更後			福岡市城南区茶山五丁目 23番 3 号 畑中 拓二

変更前	荒江 1 丁目自治会		福岡市城南区荒江一丁目 13番15号 渡邊 誠樹
変更後			福岡市城南区荒江一丁目 4番30－201号 井手 眞
変更前	神松寺 3 丁目 1 区自治会		福岡市城南区神松寺三丁 目14番20－1022号 伊藤 康昭
変更後			福岡市城南区神松寺三丁 目14番20－2093号 殿村 敏行
変更前	茶山六丁目町内 会		福岡市城南区茶山六丁目 5番2号 高木 静男
変更後			福岡市城南区茶山六丁目 12番45－2号 荒木 和利
変更前	友丘四丁目自治 会	会長宅（福岡市城南区友丘 四丁目21番2号）	福岡市城南区友丘四丁目 21番2号 吉田 勝善
変更後		会長宅（福岡市城南区友丘 四丁目6番15号）	福岡市城南区友丘四丁目 6番15号 原 修一
変更前	友丘 1 丁目第 1 区自治会	会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目12番31号）	福岡市城南区友丘一丁目 12番31号 横田 和弘
変更後		会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目1番3号）	福岡市城南区友丘一丁目 1番3号 秦 博章
変更前	友丘 1 丁目 2 区	会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目18番50－1号）	福岡市城南区友丘一丁目 18番50－1号 北村 美菜子

変更後	町内会	会長宅（福岡市城南区友丘一丁目14番35号）	福岡市城南区友丘一丁目14番35号 井関 誠
変更前	樋井川五丁目自治会		福岡市城南区樋井川五丁目33番3号 久保 理
変更後			福岡市城南区樋井川五丁目2番4号 中山 義晴
変更前	長尾4丁目自治会		福岡市城南区長尾四丁目21番29号 津村 庸之進
変更後			福岡市城南区長尾四丁目1番17号 南 俊秀
変更前	片江5丁目2区自治会	会長宅（福岡市城南区片江五丁目36番7号）	福岡市城南区片江五丁目36番7号 手柴 政生
変更後		会長宅（福岡市城南区片江五丁目19番18号）	福岡市城南区片江五丁目19番18号 東野 幸滋

福岡市告示第163号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	地行浜一丁目町内会	福岡市中央区地行浜一丁目1番18号 吉田 耕二
変更後		福岡市中央区地行浜一丁目5番1号 新井 由加利

福岡市告示第164号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和8年8月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	熊本町内会	福岡市早良区東入部二丁目19番3号 角 徹
変更後		福岡市早良区東入部二丁目19番2号 角 一三

公 告

福岡市公告第216号

土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、福岡市周船寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更案を2週間公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のように公告する。

なお、この事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見がある利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

令和8年8月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧開始の日

令和8年8月10日

2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福岡市情報プラザ）

3 縦覧時間

午前9時から午後8時まで

博 多 区

福岡市博多区告示第7号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市博多区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和8年8月10日

福岡市博多区長 中 村 卓 也

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市博多区堅粕四丁目11番29－3号 t o m o n p o t i o n 202号	川原 風遥	令和8年7月14日
福岡市博多区住吉二丁目14番1号 エトランゼ 博多16 302号	國友 沙保里	
福岡市博多区住吉三丁目8番30－516号 エンク レスト博多S T Y L E	清水 優太	
福岡市博多区住吉四丁目4番13－403号 アセッ トヒルズパークサイト博多	神田 喬司	
福岡市博多区住吉四丁目23番5－202号 イル・ レガール住吉	野中 空	

